

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(施策名) (1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

(ア) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

1 主な施策の取組状況及び評価

二期にわたるエンゼルプラン、待機児童ゼロ作戦などに基づき、保育サービスの拡充や放課後児童クラブの拡大などが行われ、各種保育関係事業の量は増加したが、保育ニーズの増加により、待機児童はまだ多数存在するとともに、多様な保育サービスへのニーズも依然として高い。また、地域協同体の機能が失われていく中で、身近な地域に相談できる人がいないなど、在宅で育児を行う家庭にまで十分、子育て支援サービスが行き渡っていない状況にある。

【保育サービスの整備】

待機児童ゼロ作戦の推進

- ・ 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」(以下「方針」という。平成13年7月6日閣議決定)に基づき、保育所、保育ママ、幼稚園預かり保育等を活用して受入児童数の増加を図り、待機児童の減少を目指している。

多様な保育サービスの提供

- ・ 多様な保育ニーズに対応するため、新エンゼルプラン(平成12年度～16年度)に基づき、低年齢児保育、延長保育、休日・夜間保育、一時保育、乳幼児健康支援一時預かり等多様な保育サービスの提供に努めている。

総合施設の検討

- ・ 就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した「総合施設」について、文部科学省と厚生労働省で連携し、平成16年度に中に基本的な考えを取りまとめた上で、平成17年度にモデル事業を実施し、平成18年度から本格実施することとしている。施設の具体的案については、現在文部科学省の中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会による合同の検討会議において検討中である。(平成16年8月25日に合同検討会議による中間まとめを発表)

【放課後児童対策の充実】

放課後児童対策

- ・ 新エンゼルプラン及び「方針」に基づき放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の計画的な整備を図っている。

【子育てに関する相談支援体制の整備】

つどいの広場事業

子育て中の親子(主に乳幼児)が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で相談・交流できる「つどいの広場」を公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、学校の余裕教室、マンションの一室等身近な場所において実施し、子育ての負担感や育児不安の解消を図っている。

地域子育て支援センター

子育てサークルの支援や育児相談を行う地域子育て支援センターの整備を推進し、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図っている。

2 今後の方向性、検討課題等

昨年、成立した「次世代育成支援対策推進法」において、保育サービスを含む各種の子育て支援サービスに関する地域のニーズを踏まえた次世代育成支援に関する行動計画の策定が自治体に義務付けられ、現在、全国すべての地方公共団体において、行動計画の策定が進められている。

また、政府においては、本年6月に閣議決定した「少子化社会対策大綱」に基づき、新エンゼルプランにかわる新たなプランを本年中に策定することとしている。新たなプランでは、地方公共団体の行動計画も踏まえ、上記1の保育関係事業をはじめ、働き方の見直し、教育、まちづくり等の分野も含めた総合的な取組をどのように進めていくかが目に見え、国民に、子どもを生み育てやすい環境整備が着実に進められているという実感がもてるような計画となるよう検討を進めている。

【保育サービスの整備】

待機児童ゼロ作戦

- ・ 平成16年度は、待機児童の多い地域への重点的な保育所整備、待機児童が50人以上存在している市町村における保育計画（待機児童解消計画）の策定、幼稚園における預かり保育の充実などにより受入児童数の増を図る。

多様な保育サービスの提供

- ・ 保育ニーズの多様化に対応し、多様な保育サービスのより一層の充実を図る。

【子育てに関する相談支援体制の整備】

- ・ すべての子育て家庭における児童の養育を支援し、子育てしやすい環境整備を図るため、各種施策を充実していく。

3 参考データ、関連政策評

新新エンゼルプラン（仮称）の策定について（4枚紙）

保育所待機児童数の推移

中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について」（中間とりまとめ）について

少子化社会対策大綱

新新エンゼルプラン(仮称)の策定について

1 エンゼルプラン これまでの経過

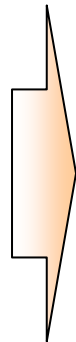
エンゼルプラン(平成7年度～11年度)

- ・文部、厚生、労働、建設の4大臣合意により平成6年12月に策定
- ・同時にエンゼルプランの施策の具体化の一環として、大蔵、厚生、自治の3大臣合意により、各種保育事業についての具体的な数値目標を定めた「緊急保育対策等5か年事業」を策定

数値目標を掲げているのは各種保育関係事業のみ

(主な実績)

- ・低年齢児受入れ枠の拡大 45万人(6') 56.4万人(11')
- ・延長保育の促進 2,230か所(6') 5,125か所(11')
- ・放課後児童クラブの推進 4,520か所(6') 8,392か所(11')



新エンゼルプラン(平成12年度～16年度)

- ・「少子化対策推進基本方針」(関係閣僚会議決定)に基づく重点施策の具体的実施計画として、大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣合意により平成11年12月に策定
- ・保育所受入れ児童数については、平成14年度から「待機児童ゼロ作戦」により上積みして拡大

保育関係事業を中心に、在宅児の子育て支援、労働・教育関係の事業も一部加えて数値目標を設定

(主な実績)

- ・低年齢児受入れ枠の拡大 56.4万人(11') 67.1万人(15')
- ・延長保育の促進 5,125か所(11') 11,702か所(15')
- ・地域子育て支援センター 997か所(11') 2,499か所(15')
- ・ファミリーサポートセンター整備 62か所(11') 301か所(15')
- ・家庭教育24時間電話相談 16府県(11') 47都道府県(15')

2 新新エンゼルプランの課題

【これまでのエンゼルプランの課題】

目標設定した保育関係事業の達成度合いで評価

合わせて進めるべき「働き方の見直し」に関する取組が実際に進んだのか、進んでいないのか見えない

～「保育事業の拡充のみでは少子化は止まらない」
との批判も～

各種保育関係事業の量は増えたが、待機児童や孤独な子育てをしている母親などにみられるように子育て支援サービスが十分に行き渡っていない

実際に各種事業の拡充を図っているにもかかわらず、子どもを生ま育てやすい環境整備が進んだという実感がもてない

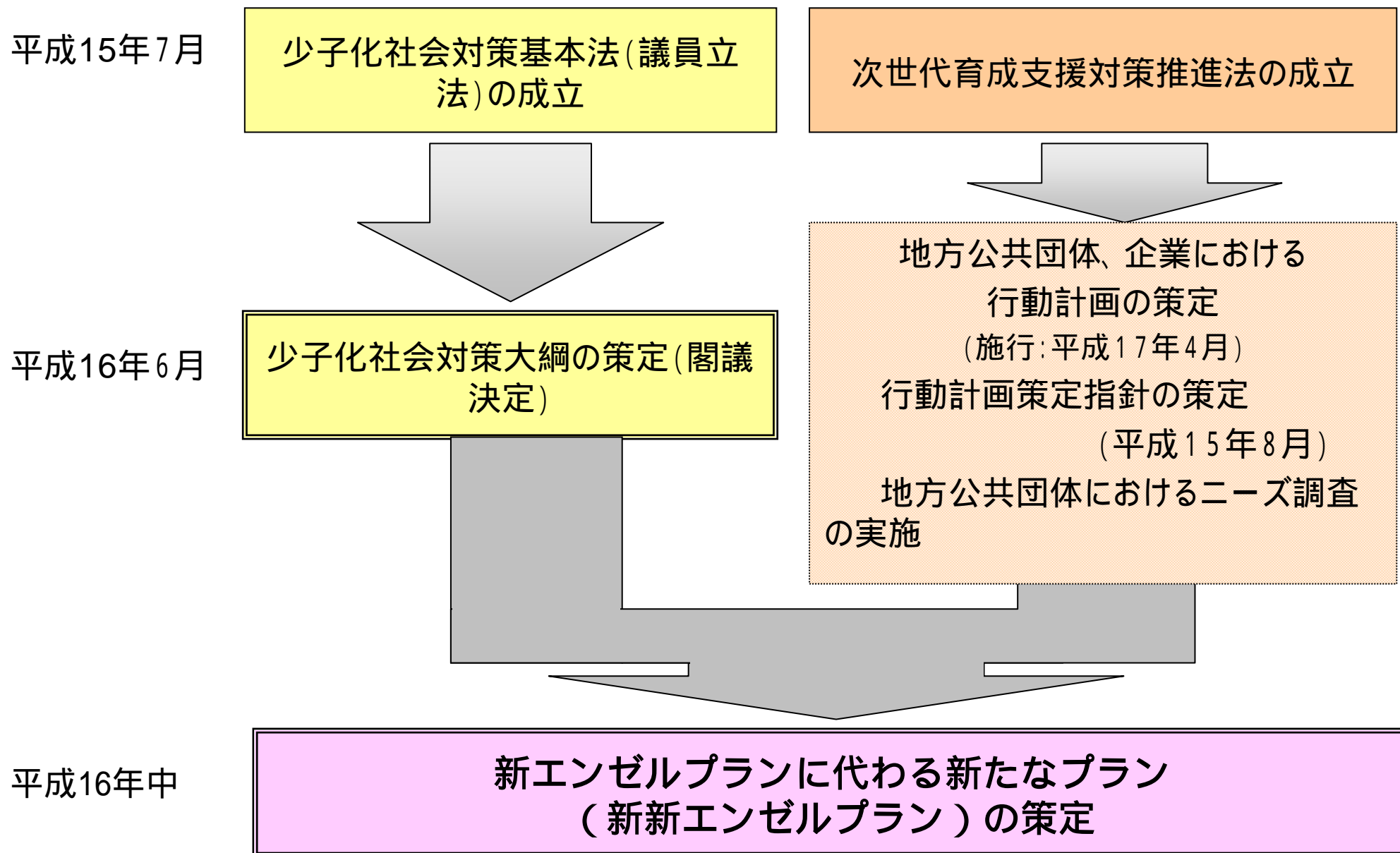
【新新エンゼルプランの課題】

「少子化社会対策基本法」、「少子化社会対策大綱」を受けた初めてのプラン

「次世代育成支援対策推進法」により、地域や企業のニーズを踏まえて策定される行動計画に実効性を持たせるプラン

「働き方の見直し」などを含めた施策全体が、バランスをとりながら、どこまで進んでいるのか、これからどう進めるのか、目に見え、子どもを生ま育てやすい環境整備が進められている、という実感がもてる計画づくりが課題

3 次世代育成支援対策の推進



4 新新エンゼルプラン策定のポイント

新新エンゼルプランの範囲(目標設定)を保育関係中心から、企業や教育の取組も含め総合的なものとし、国全体で推進する

行政(予算)の数値目標だけでなく、サービスの受け手である国民の目線からの指標も取り入れ、施策の推進が国民に実感をもって伝わるようにする

【これまでのエンゼルプラン】

保育関係事業の目標設定

〔他の分野に関しては施策の方向性、内容のみを記述〕

【新新エンゼルプラン】

社会全般

子どもを生み、育てることの意義、子どもや家庭の大切さについての理解を深める社会づくり

若者の自立

自立した若者へとたくましく育つための環境づくり

職場・働き方

男女共に子育ての責任を果たしつつ就業できる環境づくり
～男性を含めた働き方の見直し、両立支援～

保育

どこでも必要なときに利用できる保育サービスの拡充
～「待機児童ゼロ作戦」の展開～

地域

すべての子どもと子育てを大切にする社会づくり
～地域の子育て支援、深刻な児童虐待への適切な対応～

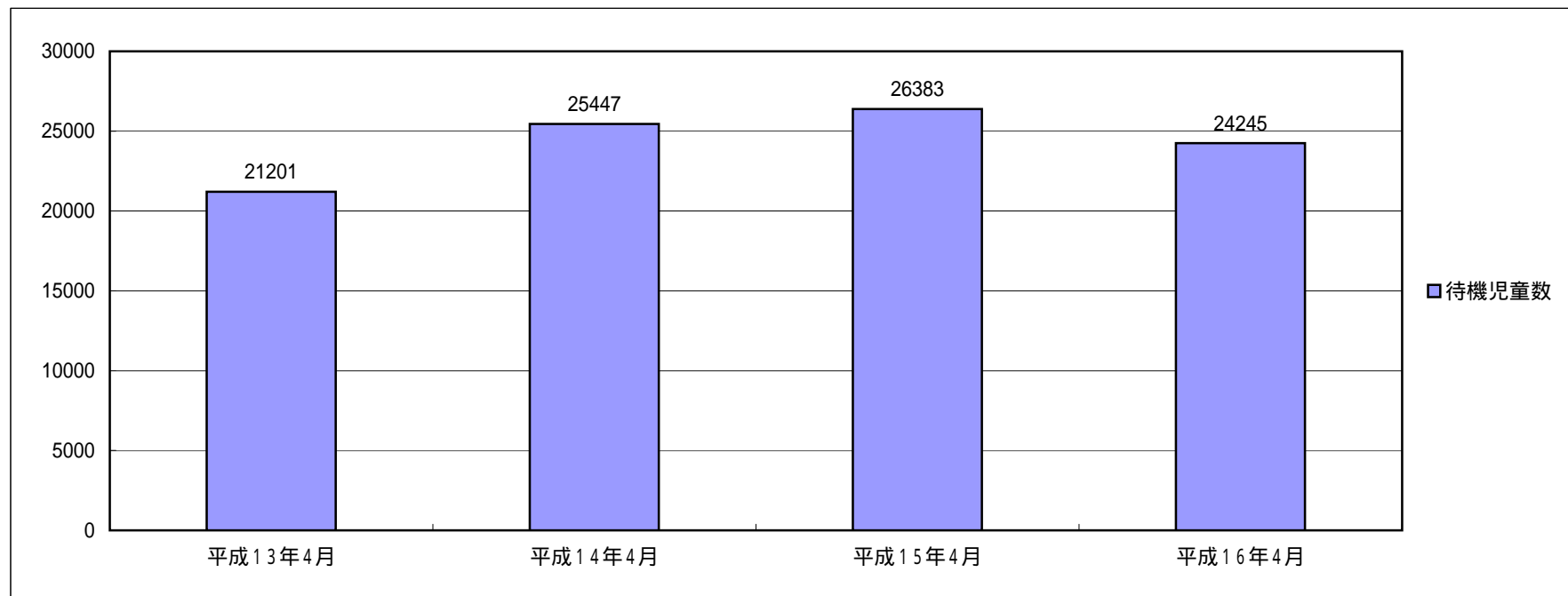
《国民の目線に立った指標例(検討中)》

若者の自立	中・高校生が職場体験や乳幼児とのふれあいを体験する割合 など
職場・働き方	育児期に長時間就業する者の割合、男性の家事・育児時間割合 など
保育	待機児童が50人以上いる市町村の割合 など
地域	子育てで孤立している人の割合、児童虐待防止ネットワークのカバー率 など

待機児童数の推移

	平成13年4月	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月
待機児童数	21,201	25,447	26,383	24,245
対前年同月比		4,246	936	2,138

(単位：人)



平成16年8月25日

本件お問い合わせ先
文部科学省初等中等教育局
幼児教育課長 蒲原基道（内線2370）
幼児教育企画官 豊岡宏規（内線2371）
厚生労働省雇用均等・児童家庭局
保育課長 尾崎春樹（内線7921）
企画官 八神敦雄（内線7930）

中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議
「就学前教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について」（中間まとめ）について

中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議においては、「就学前教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」の在り方について検討が進められておりますが、これまでの3回の検討を踏まえ、この度、別添の通り、中間まとめが取りまとめられました。

（参考）

検討会議の委員

< 中央教育審議会幼児教育部会からの参加委員 >

門川 大作 委員 （京都市教育委員会教育長）
國分 正明 委員 （（財）教職員生涯福祉財団理事長）
酒井 幸子 委員 （文京区立小日向台町幼稚園園長）
田村 哲夫 部会長 （学校法人渋谷教育学園理事長）
北條 泰雅 委員 （学校法人みなと幼稚園理事長）
無藤 隆 委員 （白梅学園短期大学学長）
山口 茂嘉 委員 （岡山大学教授）

< 社会保障審議会児童部会からの参加委員 >

猪股 祥 委員 （平塚保育園園長）（第1回会合まで）
岩男寿美子 部会長 （武蔵工業大学教授、慶応大学名誉教授）
小笠原文孝 委員 （よいこのもり第2保育園園長）
柏女 霊峰 委員 （淑徳大学教授）
津崎 哲郎 委員 （花園大学教授）
中村美喜子 委員 （若葉保育園園長）（第2回会合から）
無藤 隆 委員 （白梅学園短期大学学長）
吉田 正幸 委員 （有限会社遊育代表取締役）

主査、副主査、なお無藤副主査は両部会の委員

検討会議の開催状況

第1回 5月21日 第2回 6月28日 第3回 7月23日

就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について (中間まとめのポイント)

中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議

総合施設の基本的な在り方について、本年5月以来の3回にわたる議論を整理。
本年11月頃を目途に最終的なとりまとめを行う予定。

総合施設の意義・理念

幼児教育の観点、次世代育成支援の観点からの検討が必要。

規制改革や地方分権等の流れも踏まえ、地域が自主性を持って地域の実情や親の幼児教育・保育ニーズに適切かつ柔軟に対応できるようにするための新たなサービス提供の枠組みを提示するもの。

幼児教育の機会の拡大や地域の子育て家庭に対する支援の充実、幼稚園と保育所をめぐる諸課題や待機児童の解消等につながることを期待される。

基本的機能

親の就労の有無・形態等で区別することなく、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供し、その時期にふさわしい成長を促す機能を備えることが基本。

この基本的機能に加え、地域の実情等に応じて、地域の子育て家庭に対し、子育てに関する必要な相談・助言・支援や親子の交流の場を提供することが重要。

対象者と利用形態

利用対象者は、就学前の子どもの育ちを一貫して支える観点から、0歳から就学前の子どもとその保護者とすることが基本。

利用形態については、利用者と施設が向き合う直接契約が望ましい。

教育・保育の内容、職員配置・施設設備

教育・保育の内容については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえ、子どもの発達段階に応じた共通の時間・内容を確保しつつ、きめ細かな対応に特に留意して、来年度に実施される試行事業も含め、引き続き検討。

職員配置・施設設備については、経営の効率性のみを重視するのではなく、子どもの健やかな育ちを中心においた上で、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、来年度に実施される試行事業も含め、引き続き検討。

職員資格等

保育士資格及び幼稚園教諭免許を併有することが望ましいが、一定の教育・保育の質を担保しつつ、いずれかの資格を有する者でも可とするなど、弾力的な職員資格の在り方についても検討が必要。

設置主体・管理運営

安定性・継続性、質の確保の仕組みを整えた上で、可能な限り弾力的なものとなるよう配慮することが適当。

利用料・保育料

幼稚園及び保育所の利用者負担のあり方の相違を踏まえつつ、施設サービスを利用している家庭と利用していない家庭との負担の公平、利用したサービスに応じた負担、子育て家庭の負担能力に応じた負担、地域における類似施設との負担の均衡等に配慮したものとすることが適当。

財政措置等

利用者からの利用料だけでなく、次世代育成支援の理念に基づき、社会全体が負担する仕組みとしていくことが必要。

総合施設の意義・理念に照らして、新たな枠組みにふさわしい費用負担の仕組みの検討が必要。

地方公共団体における設置等の認可・監督等の体制

事務の簡素化・効率化が図られるなど、行政の縦割りによる弊害が是正され、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにすべき。

幼稚園及び保育所との関係

地域の幼児教育・保育のニーズに対して、既存の幼稚園・保育所等の連携の強化等により対応するか、さらに新たな枠組みである総合施設を組み合わせる対応するかは、地域の実情に応じて判断されるべきもの。

総合施設の制度化は、既存の幼稚園や保育所の意義・役割を大切にしながら、幼稚園・保育所と新たな枠組みである総合施設がそれぞれ相まって、子どもの健やかな成長を支える役割を担うもの。

就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について (中間まとめ)

中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議

平成16年8月25日

この合同の検討会議においては、「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設（以下「総合施設」という。）」について検討を進めてきたが、本年5月以来の3回にわたる議論を踏まえ、その基本的な在り方についてこれまでの議論の整理を行うこととした。今後、一層の具体化が必要な点等についてさらに検討を進め、本年11月頃を目途に最終的なとりまとめを行う予定である。

1 就学前の教育・保育をめぐる現状と課題

生涯にわたる人間形成の基礎となる就学前の教育・保育については、次のような課題が指摘されている。

(子どもを取り巻く環境の変化と子どもの育ちの課題)

- ・子どもをめぐる社会的環境の著しい変化の中で、近年の子どもの育ちについては、基本的な生活習慣や態度が身についていない、運動能力の低下、他者との関わりが苦手、自制心や規範意識が十分育っていないなどの課題が指摘されている。

(集団活動や異年齢交流の機会の不足)

- ・少子化が進行し、子どもの数やきょうだいの数も減少する中で、乳幼児の成長・発達にとって大切な、集団の中で同年齢児あるいは異年齢児とともに育つ体験を十分に得ることが困難な状況となっている。

(多様な教育・保育ニーズへの対応)

- ・パートタイム労働等の就業形態を始めとする生き方(ライフスタイル)の多様化などと相まって保育ニーズも多様化しており、こうした多様な保育ニーズへの対応が求められている。他方、幼稚園教育についても、地域によってその機会が偏在しているとともに、保護者の就労等の事情により幼稚園における教育を希望する者がこれを受けられない状況も見られる。

(子育てを取り巻く環境の変化と家庭や地域の子育て力の低下)

・核家族化の進行や地域関係の希薄化などによる家庭や地域の子育て力の低下等を背景に、子育てが孤立化し、子育てに不安や負担を感じる親が増加している。

子育てを取り巻く環境が変容する一方で、特に幼稚園や保育所に通っていない在宅の3歳未満の子どもの子育て支援について、保護者が子育ての相談をする場や子どもとともに交流する場が不足している状況がある。

(仕事等と子育ての両立支援)

・共働き世帯が半数を超え、厳しい社会経済情勢の中で、仕事やその他の活動と子育ての両立を支援するため、待機児童の解消を図るための取組とともに、男性を含めた全ての人々が、仕事時間と生活時間のバランスがとれた生活を送ることができるよう、働き方の見直しが求められている。

(幼稚園・保育所をめぐる諸課題)

・現在、各地域において幼稚園と保育所の連携が進みつつあるが、地域の課題や親の幼児教育・保育のニーズが多様化する中で、地域によっては既存の制度の枠組みによる連携だけでは、必ずしも柔軟に対応できない状況が指摘されている。

また、子どもの発達は連続していることから、幼児教育・保育施設と小学校との連携強化の必要性が指摘されている。

2 意義・理念

総合施設の在り方については、子どもと親を取り巻く社会環境が変化する中で、子どもの視点に立ち、生涯学習の始まりとして人間形成の基礎を培う幼児教育の観点、そして社会全体で次代を担う子どもの育ちを支える次世代育成支援の観点から検討を進めることが必要である。

すなわち、子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」を第一に考え、次代を担う子どもが人間として心豊かにたくましく生きる力を身につけ、また、子どもを育成する父母その他の保護者や地域の子育て力が高まるよう、地域に開かれたものとして地域の様々な人々の参加も得つつ、各種の支援を行うことにより、子育てをする人が子育てに喜びを実感できるような社会を形成していくとの基本的認識に立って検討することが重要である。

また、総合施設については、地域によっては既存の制度の枠組みだけでは必ずしも多様化する幼児教育・保育のニーズに柔軟に対応できにくい状況が

あることから、規制改革や地方分権等の流れも踏まえ、地域が自主性を持って地域の実情や親の幼児教育・保育のニーズに適切かつ柔軟に対応することができるようにするための新たなサービス提供の枠組みを提示しようとするものである。

したがって、既存施設からの転換や既存施設がその有する機能を互いに活かしつつ連携することなどを含め、可能な限り柔軟な制度とする方向で検討すべきであり、積極的に施設の新設を意図するものではない。

こうした総合施設という新たな選択肢が生まれることで、幼児教育の機会の拡大や地域の子育て家庭に対する支援の充実が図られるとともに、幼稚園と保育所をめぐる諸課題や待機児童の解消等につながることを期待されるが、これからの就学前の教育・保育に求められる取組みを積極的に推進することにより、幼稚園や保育所における教育・保育サービスのあり方にも好ましい影響を与えるものと考えられる。

なお、「総合施設（仮称）」の名称については、その理念や機能を踏まえた適切なものとする必要がある。

3 基本的機能

こうした意義・理念を踏まえ、総合施設については、親の就労の有無・形態等で区別することなく、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供し、その時期にふさわしい成長を促す機能を備えることを基本とすることが適当である。

また、子育てを取り巻く環境の変化と家庭や地域の子育て力の低下を踏まえれば、総合施設において、上記の基本的機能に加え、地域の実情等に応じて、在宅を含め地域の子育て家庭に対し、子育てに関する必要な相談・助言・支援を行うとともに、これらの地域の親子が誰でも交流できる場を提供することが重要である。

総合施設は、親の育児を単に肩代わりするのではなく、親とともに子育てに参加し、親の育児力の向上（親の育ち）を支援することを通じて、子どものより良い育ちを実現するものとすべきである。

このほか、地域のニーズに応じて様々な機能やサービスを付加することが考えられるが、このような機能等としては、例えば、

- ・早朝や夜間において保育を行う機能
 - ・地域の様々な子育て支援サービスについて、情報提供を行う機能
 - ・虐待予防などの観点から、関係機関と連携して適切な支援を行う機能
- などが考えられる。

4 対象者と利用形態

総合施設の利用対象者については、3の基本的機能を踏まえ、就学前の子どもの育ちを一貫して支える観点から0歳から就学前の子どもとその保護者とするを基本とする。この場合、例えば、0～2歳児については、親子登園や親子の交流の場の提供などを通じた親と子の利用に供しつつ、幼児教育・保育については、主として3～5歳児を対象とするなど、地域の実情やニーズに柔軟に対応できる多様な形態も可能とすることが適当である。

利用形態については、利用者と施設が向き合う直接契約が望ましいと考えられるが、例えば、共働きやひとり親の家庭であって保育を必要とする場合など、配慮が必要な家庭が排除されないような何らかの仕組みを検討するとともに、障害児の利用についても配慮することが適当である。

また、サービスの利用に際し必要な情報の提供など、子育て家庭がサービスを円滑に利用するための援助を行うことも重要である。

利用時間については、適切な教育・保育の内容を提供する観点を踏まえつつ、個々の子どもや親のニーズに応じて利用できるようにすることが適当である。具体的には、例えば保護者の就労の有無・形態等に関わりなく、すべての子どもの育ちを支える共通の教育・保育時間に加え、必要に応じ、一定時間の保育などを利用できるようにすることが考えられる。

5 教育・保育の内容

総合施設における教育・保育の内容については、現在の幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえ、子どもの発達段階に応じた共通の時間・内容を確保しつつ、子どもの視点に立ち、個々の子どもの状況に応じたきめ細かな対応に特に留意して、来年度に実施される試行事業も含め、引き続き検討していくことが適当である。

この場合、遊びや食事も含めた乳幼児の成長にふさわしい弾力的な環境づくりや小学校教育との適切な連携といった様々な観点が求められるものと考えられる。

6 職員配置・施設設備

職員配置や施設設備等については、経営の効率性のみを重視するのではなく、次代を担う子どもの健やかな育ちを中心においた上で、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、来年度に実施される試行事業も含め、その適切なあり方について引き続き検討していくことが適当である。

7 職員資格等

総合施設の職員については、一定の教育・保育の質を確保する観点から、保育士資格及び幼稚園教諭免許を併有することが望ましいが、例えば、地域の実情等に応じて、低年齢児については一定数の保育士を、3～5歳児については一定数の幼稚園教諭免許保持者を置く、あるいは一定の研修を課すことなどにより、一定の教育・保育の質を担保しつつ、そのいずれかの資格を有する者でも可とするなど、弾力的な職員資格の在り方についても検討することが必要である。

職員の資質及び専門性を向上させるため研修は重要であり、総合施設内外における研修の機会やその内容のあり方についても、引き続き検討していくことが必要である。

8 設置主体・管理運営

総合施設の設置主体や管理運営方式については、安定性・継続性、質の確保の仕組みを整えた上で、可能な限り弾力的なものとなるよう配慮することが適当である。

また、教育・保育活動、運営状況等について、定期的な自己点検・評価や第三者評価などを行うとともに、その結果の公表など必要な情報提供を行うことなどが重要である。

9 利用料・保育料

幼稚園及び保育所については、幼稚園の利用料が設置者ごと、すなわち公立の場合には市町村ごと、私立の場合には幼稚園ごとの設定となっているのに対し、保育所の保育料は、公立・私立を問わず市町村ごとに設定することとなっているほか、幼稚園と保育所、公立幼稚園と私立幼稚園とで利用者負担の水準にも相当の相違があるなど、利用者負担のあり方が異なっている。

総合施設の利用者負担については、こうした両者の相違を踏まえつつ、施設サービスを利用している家庭と利用していない家庭との負担の公平、利用したサービスに応じた負担、子育て家庭の負担能力に応じた負担、地域における類似施設との負担の均衡等に配慮したものとすることが適当である。

10 財政措置等

総合施設の財源については、利用者からの利用料だけでなく、子育てを支えていく次世代育成支援の理念に基づき、社会全体が負担する仕組みとしていくことが必要である。

現在の幼稚園及び保育所の費用負担の仕組みは、利用者負担のほか、公立の施設である場合にはいずれも地方自治体の一般財源で賄うことを基本としているのに対し、私立の幼稚園の場合には、その経常的経費の一部について国庫による補助が、私立の保育所の場合には、その運営に要する費用の一部について国庫による費用負担が行われるなど費用負担の仕組みが異なっているが、今後、総合施設の意義・理念に照らして、新たな枠組みにふさわしい費用負担の仕組みを検討していくことが必要である。

11 地方公共団体における設置等の認可・監督等の体制

幼稚園及び保育所については、国においても所管する省庁が異なるが、地方公共団体においても、幼稚園と保育所で、また幼稚園の中でも公立と私立で、設置等の認可や監督、管理運営等に関して、担当する部署が異なっている。

総合施設の設置等の認可や監督、管理運営等の体制については、事務の簡素化・効率化が図られるなど、行政の縦割りによる弊害が是正され、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにすべきである。

12 幼稚園及び保育所との関係

総合施設は、多様化する幼児教育・保育のニーズに対し、例えば少子化が急速に進行している過疎地域など、地域によっては幼稚園や保育所といった既存の制度の枠組みだけでは必ずしも柔軟な対応が困難な場合があることを踏まえ、こうしたニーズに適切かつ柔軟に対応することが可能な新たなサービス提供の枠組みを示そうとするものである。したがって、地域の幼児教育・保育のニーズに対して、既存の幼稚園や保育所等の機能の拡充、組み合わせ・連携の強化等により対応するのか、あるいはこうした対応を基盤としつつ、さらに新たな枠組みである総合施設を組み合わせで対応していくかは、地域の実情に応じて判断されるべきものである。

このように、総合施設の制度化は、既存の幼稚園や保育所の意義・役割を大切にしながら、幼稚園・保育所と新たな枠組みである総合施設がそれぞれ相まって、乳幼児期の子どもの健やかな成長を支える役割を担うことを意図するものであるが、子どもの健やかな育成をより一層推進する観点から、既存施設のあり方についても、その改善に向けて必要に応じ適切な検討が加えられるべきである。

少子化社会対策大綱 < 概要 >

(平成16年6月4日閣議決定)

策定の目的

未婚化・晩婚化に加え、結婚した夫婦の出生力そのものも低下しており、出生率の低下は今後も更に進む見込み。

しかし、こうした少子化の急速な進行に対する危機感が社会で十分に共有されていない。



子どもが健康に育つ社会、子どもを生子・育てることに喜びを感じることができる社会への転換が喫緊の課題。



今後、5年程度で少子化の流れを変えるための取組を強力に推進するため、国の基本施策として、「少子化社会対策大綱」を策定。

基本的考え方

3つの視点

- (1) 自立への希望と力
- (2) 不安と障壁の除去
- (3) 子育ての新たな支え合いと連帯
家族のきずなと地域のきずな

4つの重点課題

- (1) 若者の自立とたくましい子どもの育ち
- (2) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
- (3) 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解
- (4) 子育ての新たな支え合いと連帯

重点課題に取り組むための28の行動

推進体制等

(1) 内閣を挙げた取組の体制整備

少子化社会対策会議(会長;内閣総理大臣)を中心に、内閣を挙げて少子化の流れを変えるための施策を強力に推進。民間有識者の意見を反映させる仕組みをつくり、定期的に施策の進捗状況を点検・評価。

(2) 重点施策についての具体的実施計画

本大綱に盛り込まれた施策について、その効果的な推進を図るため、平成16年中に施策の具体的実施計画(新新エンゼルプラン)を策定。

4つの重点課題と28の行動

(1) 若者の自立とたくましい子どもの育ち

(1) 若者の就労支援に取り組む

「若者自立・挑戦プラン」に基づき、教育・雇用・産業政策の連携等による総合的な取組を推進し、平成18年度末までに、若年失業者等の増加傾向を転換

- ・ 日本版デュアルシステムの導入、ワンストップサービスセンターの整備等

(2) 奨学金の充実を図る

(3) 体験を通じ豊かな人間性を育成する

地域と学校の連携の下に、様々な自然体験・社会体験活動の機会を提供

児童館や学校などを活用し、子どもたちが乳幼児や高齢者などと交流することのできる活動を推進

(4) 子どもの学びを支援する

子どもたちに「確かな学力」、豊かな人間性、健康と体力などの「生きる力」をはぐくむ学校教育を推進

- ・ 魅力ある公立学校づくり、特色ある高等学校づくり、学校への住民の参加環境の整備等

(2) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

(5) 企業等におけるもう一段の取組を推進する

企業における取組を促進するための一般事業主行動計画の策定・実施を支援

(6) 育児休業制度等についての取組を推進する

社会全体での目標値の達成に向けた取組を推進

- ・ 育児休業取得率（男性10%、女性80%）
 - ・ 小学校就学の始期までの勤務時間短縮等措置の普及率（25%）
- 一定の場合における1歳6か月までの育児休業期間の延長、子どもの看護休暇制度の創設

(7) 男性の子育て参加促進のための父親プログラム等を普及する

(8) 労働時間の短縮等仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備を図る

年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等により、年間総実労働時間1,800時間の達成・定着

(9) 妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める

(10) 再就職等を促進する

(3) 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

(11) 乳幼児とふれあう機会の充実等を図る

中・高校生等が乳幼児とふれあう機会を広げる取組の推進

(12) 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を進める

子どもを生み・育てることの喜びや意義、家庭の役割等についての理解の促進

(13) 安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成についての理解を進める

(4) 子育ての新たな支え合いと連帯

社会保障給付について、大きな比重を占める高齢者関係給付を見直し、これを支える若い世代及び将来世代の負担増を抑えるとともに、社会保障の枠にとらわれることなく次世代育成支援を推進する。

地域における子育て支援

(14) 就学前の児童の教育・保育を充実する

待機児童ゼロ作戦の一層の推進

延長保育、一時保育、休日保育、病後児保育、幼稚園にお

ける預かり保育等の多様なサービスの充実

就学前の教育・保育を一体として捉えた総合施設の実施

(15) 放課後対策を充実する

放課後児童クラブ等による小・中学生の放課後受入体制の整備

(16) 地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る

子育て中の親子が相談・交流できる「つどいの広場」や「地域子育て支援センター」の身近な場所での設置を推進

(17) 家庭教育の支援に取り組む

(18) 地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する

(19) 児童虐待防止対策を推進する

(20) 特に支援を必要とする家庭の子育て支援を推進する

(21) 行政サービスの一元化を推進する

子どもの健康の支援、妊娠・出産の支援

(22) 小児医療体制を充実する

(23) 子どもの健康を支援する

「食育」の普及促進、性に関する正しい理解の普及

(24) 妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する

(25) 不妊治療への支援等に取り組む

子育てのための安心、安全な環境

(26) 良質な住宅・居住環境の確保を図る

(27) 子育てバリアフリーなどを推進する

経済的負担の軽減

(28) 児童手当の充実を図り、税制の在り方の検討を深める

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(施策名)(1) ライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

(イ) ひとり親家庭に対する支援の充実

1 主な施策の取組状況及び評価

ひとり親家庭の親等の就労と子育てへの支援

- ・ 近年の離婚の急増など母子家庭等をめぐる諸状況の変化に対応し、母子家庭等の自立を促進するため、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策などの総合的な母子家庭等対策を推進している。
- ・ 子育て・生活支援策として、母子家庭等日常生活支援事業、子育て短期支援事業、ひとり親家庭生活支援事業を実施している。
- ・ 15年度より、就業支援策として、母子家庭等就業・自立支援センターによる就業相談、就業支援講習会、就業情報提供、特別相談を実施している。
母子家庭の母の職業能力開発に資するため、従来の公共職業訓練に加え、自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費事業を実施している。
母子家庭の母の雇用・就業機会の増大を図るため、常用雇用転換奨励金事業を実施している。
- ・ 養育費の確保策として、養育費の手引きを作成し、配布した。
- ・ 経済的支援策として、児童扶養手当の支給、母子福祉資金貸付金の貸付けを行っている。

2 今後の方向性、検討課題等

- ・ 平成20年度から、児童扶養手当の支給期間が5年を超えた者に対し、手当額の減額措置が導入されることとなっており、引き続き、母子家庭等の母の生活の安定と自立の促進に向けた取組を積極的に推進する必要がある。

3 参考データ、関連政策評価等

母子家庭等就業・自立支援センター事業の実績

(雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ(平成15年4月～12月))

就業相談件数	9,435件
講習会受講者数(延べ)	9,083人
就業情報提供者数(延べ)	2,888人
就業者数(延べ)	1,484人